令和７年３月１４日（金曜日）

総務委員会

第１委員会室

出席委員

井川一善、妻鹿幸二、阿野れい子、有馬剛朗、
三輪敏之、仁野央子、三和　衛、下林崇史、
坂本　学

再開　　９時５５分

消防局　　９時５５分

付託議案説明

・議案第49号　姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について

・議案第63号　姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

・姫路市職員定数条例の一部を改正する条例について

質疑・質問　　１０時０２分

（質問）

議案第 49 号の消防事務手数料徴収条例の一部改正について、現在の証明書の発行はどのような状況なのか。罹災者等の負担軽減や利便性の向上のために無料にするのは理解できるが、その分、発行数が増えて職員の負担も増えるのではないのか。

（答弁）

令和 5 年度では、火災に関する証明を 100 件、救急に関する証明を 2 件発行している。例年、火災に関する証明は 100 件台、救急は 1 桁台に収まっているので、そこまで数は増えないものと考えている。

手数料収入は減少するが少額であり、それよりも市民の負担軽減に加え、手数料の徴収にかかる職員の負担軽減につながると考えている。

（質問）

職員定数条例の一部改正について、消防は現場に出動するなど、かなり体力が必要な部署である。これから段階的に定年延長が進む中での働き方についてどのように考えているのか。

（答弁）

働き方には個人差があり、現場勤務を望む者、望まない者、いろいろ希望があるのが現状である。消防の業務は多岐にわたり、事務作業等も多くあるので、現在は本人の希望や適性に応じて配置している。今後も新しい部署の設置など勤めやすい組織体制を考えていきたい。

（質問）

3 月 13 日の総務委員会で、総務局から定員適正化計画を示されたが、消防職員は計画どおりに増員できるのか。

（答弁）

消防職員の採用試験においては、毎年希望者が 10 倍近くあるため、現時点では問題ないと考えている。

（質問）

増員理由の 1 つに逼迫する救急需要が挙げられているが、ピークが過ぎた後についても考えているのか。

（答弁）

高齢者人口は 2035 年ぐらいまでは増え続け、救急件数も 2035 年から 40 年あたりがピークと考えており、その想定はしている。

今回の日勤救急隊の増隊は臨時的なもので、将来的に救急件数が減れば減隊し、職員数も採用で調整していく。

（要望）

今後の働き方や消防ニーズを見据えてしっかりと考えてもらいたい。

（質問）

職員定数条例の一部改正について、主な改正の理由の 1 つに、育児休業取得促進に伴う人員の確保とあるが、制度として整っていてもなかなか取りにくいといった状況はあるのか。

（答弁）

この 4 年で見ると、男性職員では令和 3 年で 7 人、令和 4 年で 11 人、令和 5 年が 10 人、令和 6 年で 19 人と確実に増えている。女性についても、1 人、2 人、3 人、4 人と年々取得する者は増加している。

しかしながら、現状としては、定数ぎりぎりであるため、男性職員も 1 か月や 3 か月休みたいところ、1 週間に我慢する場合もあり、やはり休みにくい状況にある。

（質問）

育児休業には部分休業や育児短時間勤務など、様々な種類があるが、その周知はしているのか。

（答弁）

周知しており、該当者もしっかりと調べて、半年間や1年間と自分に合った休業を取得している。今後も周知に努めたい。

（質問）

消防団員等の公務災害補償について、過疎地では正団員ではなく、補助団員がいるところもあるが、補償の対象になるのか。

（答弁）

現場付近で消防吏員、消防団員または、都道府県の職員から要請を受けて、消防作業に従事したときは、公務災害補償の対象者になるので、補助団員がそのような形で従事した場合には対象になる。

（質問）

要請を受けてとあったが、出動要請が出ていない火災現場に出動した場合はどうなるのか。

（答弁）

解釈が難しいところであるが、火災の連絡があって参集した場合は、直接要請がなくても消防団員として従事されていれば、支給される可能性は高いかと思う。

（質問）

今後そういった事例のガイドライン等を作成する予定はあるのか。

（答弁）

消防基金がガイドブックを作成しており、各消防署には1冊必ず用意している。様々な事例について細かく載っているので参考にしてもらいたい。

（質問）

3月13日の総務委員会で、政策局から強靭化計画の報告があったが、消防局で保有する消防艇と救急艇の活用についてはどのように考えているのか。

（答弁）

消防艇は重要拠点港湾である飾磨港に常駐させて、海上保安庁や警察機関等と連携しながら、石油コンビナートが控える沿岸部の災害に備えている。救急艇は、家島に常駐させて、離島の救急患者の搬送に備えている。

しかしながら、それぞれ1艇ずつしかないため、例えば家島で救急事案が重なれば、消防艇も救急艇の代わりの機能を備えているため、迅速に飾磨港から家島に向かう形をとっている。

また、以前の消防艇は旅客という形で人を乗せることがあまりできなかったが、現在はその枠をしっかりと取っているため、消防職員以外でも必要な人員を運ぶことができ、災害時には物資等の搬送も協力する体制を考えている。

（要望）

大規模災害の発生時に備え、引き続きしっかりと研究してもらいたい。

（質問）

危機管理室ではトイレトレーラーに係る予算を計上しているが、必要な牽引の免許を取得している者は1人だけで、その者が被災したら、トレーラーが動かせない状況に陥るようであった。消防職員の中に牽引免許を取得している者はいるのか。

（答弁）

消防局の車両で牽引が必要な車両はなく、公費でその免許を取得させたことはないが、個人的に取得している者は、確認しているだけで10人ほどいる。しかしながら、ペーパードライバーの可能性もあるため、運転できるかどうかは不明である。緊急時のトイレトレーラーの運用については危機管理室と相談をしていきたい。

消防局終了　　１０時３０分

【予算決算委員会総務分科会（消防局）の審査】

財政局　　１０時５９分

付託議案説明

・議案第28号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

・議案第61号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について

報告事項説明

・姫路市市税条例の一部を改正する条例の概要

・市発注工事における週休2日制の試行実績及びアンケート調査結果について

・令和5年度決算　姫路市財務書類

・少額随意契約の基準額の見直しについて

質疑・質問　　１１時１８分

（質問）

市発注工事における週休2日制の試行については、令和6年第1回総務委員会で大体60件余りの工事を

対象に実施することと、その上で課題を整理し、早期の本格実施を目指したいとの報告を受けた。新年度も試行を続けるとのことであるが今後の見通しについてはどうか。

（答弁）

対象となる工事については、実際に予定価格を積算する中で1,000万円を下回ったことや、令和6年度中に事業を完了できなくなったことなどにより、最終的に46件となった。

週休2日制については、まだ国・県ともに、実質的には試行という状況にあり、当初は受注者希望型で実施し、ある程度浸透した段階で、発注者指定型に切替えていくという流れで進めているため、本市においても、令和6年度から受注者希望型で試行を始めたところである。令和7年度についても、議決案件である大規模な工事を除き、受注者希望型で進めていきたい。

今後の見通しについては、国や県、他都市の動きなども見ながら引き続き課題等を整理し、できるだけ早期に、予定価格1,000万円以上の全ての工事について発注者指定型で本格実施したい。

（質問）

試行で判明した課題についてどのように考えているのか。

（答弁）

アンケート調査に加え、工事担当課がヒアリングを実施しているが、工程管理に苦労したという声が多い。工期の設定においては、天候面を考慮しているものの、特に土木工事は屋外であるため、天候に左右されやすく、その中で週休2日をどう確保するか苦労したようである。

来年度の試行においては、不測の事態等も考慮できるよう現在要領を見直しているところである。

（要望）

週休2日制の導入には労働環境の改善といった目的もあるため、新年度もしっかりと実施されたい。

（質問）

週休2日を達成した工事の工事成績評定への反映については、せっぱ詰まった工期の工事などもあるので、何度か試行した上で実施したほうがいいと思うがどうか。

（答弁）

工事成績評定への反映について、令和6年度は達成状況に応じて、3段階に分けて加点するようにしていたが、負担が大きいところもあるため、令和7年度は加点方法を少し見直しするように検討しているところである。

その一方で、工程管理を工夫した工事や、人材の確保を頑張って実施した工事は、その分の経費を幾らか上乗せするようしているが、それだけでは業者としても積極的に取り組んでいくことにつながりにくい。

試行実施の中で、どのような形でするのがいいのかしっかりと検討したい。

（質問）

週休2日については連続してなくてもよいのか。

（答弁）

原則土日としているが、どうしても仕事をしなければならないときは、1月に限って2日以内で、ほかの曜日に振り替えはできる。

（要望）

今回のアンケート調査は経営者側の意見である。職人はおおむね日当で働いているので、雨が降れば休みで、その次も土日のため休みとなると生活が成り立たないという人も当然いる。しかしながら、週休2日制でないと人は集まらないし、きつい仕事はすぐ辞めてしまう。本来は経営者が考えることではあるが、このままでは働き手がいなくなってしまうため、行政も週休2日制やそれに見合う給料の出し方など経営指導をしてもらいたい。

（質問）

少額随意契約の基準額の見直しについて、市として期待する効果は何なのか。

（答弁）

行政としては事務の効率化や簡素化が見込まれ、業者としても工事を受注できる機会が増えるといったメリットが考えられる。

（質問）

他都市においては、基準額を定めるのではなく、参酌すべき基準にすべきと国に要望されている事例もあるが、これについてどう考えているのか。

（答弁）

自治体によって工事の規模や内容には特徴があるため、市の実情に応じて決めるほうが、さらなる事務

の効率化であったり、業界の活性化につながったりするのではないかと考える。

（質問）

事務整理等もあるので理解はできるが、実施予定についてはできるだけ早く実施したほうがいいのではないのか。

（答弁）

予定時期は７月と決めているものではなく、今後必要な事務や周知が終わり次第、前倒して実施していきたい。

（要望）

できるだけ早期に実施と聞いて安心した。我々議会に携わるものとして、国にも要望していかなくてはならない。行政もいろいろなところにアンテナを張って頑張ってもらいたい。

財政局終了　　１１時４４分

【予算決算委員会総務分科会（財政局）の審査】

休憩　　１２時１３分

再開　　１３時１２分

デジタル戦略本部　　１３時１２分

陳謝及び説明

・委託業務における電子メール送信時の誤りについて

報告事項説明

・姫路版スマートシティ事業について

・情報システム標準化に関する状況について

・令和７年国勢調査について

・ＥＢＰＭ(エビデンスに基づく政策立案)の実践について

質問　　１３時２７分

（質問）

令和 6 年第 4 回総務委員会では学習プラットフォームは子どもしか利用できないという回答であったが、議員もテスト体験などをして、市民に説明できるほうがよいと思うがどうか。

（答弁）

分かりやすい説明方法を検討する。

（質問）

他都市などから視察に来たときに、大きな画面に表示して説明をすることはできないのか。

（答弁）

可能である。

（質問）

それでは総務委員会で実演・説明してもらうことでよいのではないか。

（答弁）

次回の委員会で実施したい。

（質問）

市民共創プラットフォームによる市民意見の募集について、市の公式ＬＩＮＥからの意見投稿は予定しているのか。

（答弁）

ＬＩＮＥからは直接意見を投稿することはできないが、案内は通知している。

（質問）

募集結果のうちのコメント数の多寡についてはどのように考えているのか。また、匿名投稿が多い中で、多様な意見を集約できるのか。

（答弁）

「姫カツ」にかかるコメントは 213 件、それ以外も 100 件を超えている。これは市が実施しているパブリックコメントと比較してもかなり多い。匿名投稿により気軽に投稿していただけていると感じている。

また投稿された意見については、生成ＡＩ等により集約しているが、統計を所管する立場とすれば 400 件程度は投稿していただきたいと考えている。投稿が増加するよう、引き続き研究したい。

（質問）

デジタルにより匿名で気軽に意見を投稿できることから考えると、市民参加型のワークショップはアナログに感じるが、今後この事業をどのように進めたいと考えているのか。

（答弁）

ワークショップはＺｏｏｍを使ってオンラインで開催するもので、顔を出したくないという方はアバターで参加することもできる。

ワークショップを含め、今後試行錯誤しながら事業を進め、どのように意見集約をし、施策に反映していくのか検討していきたい。

（質問）

社会情勢の変化などによる人間関係の希薄化が問題となっているが、国勢調査の調査員は確保できるのか。

（答弁）

本市は他都市と比べて加入率の高い自治会に協力していただくことで確保できている。

しかしながら人口減少が進み、今後は調査員の確保も困難が予想されるので、何とかデジタルを活用してカバーしたいと考えている。

（質問）

令和２年は平成27年と比べてインターネットでの回答が少なかったのはなぜなのか。

（答弁）

平成27年はインターネット回答を前提に調査を実施したが、令和２年はそれをしなかったためである。

令和２年の調査に比べ、今回は調査票のＱＲコードを読み取ることで、ＩＤとパスワードの入力が不要になるなど、より容易に回答に進むことができるよう改善されているので、もう少しインターネットの回答率が上昇すると期待している。

（質問）

ＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）の実践について調べると、バルセロナでのごみ収集の効率化などの事例を確認することができるが、他にも何かあるのか。

（答弁）

令和５年に海外姉妹都市のクリチバ市の市長が、京都府で開催された「スマートシティエキスポ」に登壇するために来日されたが、クリチバ市では交通対策としてバスの配置検討に活用したり、雨の多い土地なので、雨水対策に活用したりしている。

（質問）

冒頭にメール送信時の誤りについての謝罪があったが、過去にも同様の事案があったと思う。

ヒューマンエラーをなくすことはできないかもしれないが、市職員はもとより、業者にも周知徹底してもらいたいと思うがどうか。

（答弁）

ヒューマンエラーをデジタルで何とかカバーできないか考えていくことが我々の仕事だと考えている。

例えば、市ではメールの誤送信を防ぐため、外部宛ての送信メールは５分後に送信されたり、「ＴＯ（宛先）」での送信メールには、注意のメッセージが表示されるようになったりしている。業者に対しても、こうしたシステムの案内や指導をしていくことも重要であると考えている。

（要望）

そのようなシステムの導入を委託の条件とすることなども検討してもらいたい。

デジタル戦略本部終了　　１３時４８分

【予算決算委員会総務分科会（デジタル戦略本部、選挙管理委員会事務局）の審査】

選挙管理委員会事務局　　１４時１６分

質問　　１４時１６分

質問なし

選挙管理委員会事務局終了　　１４時１７分

【予算決算委員会総務分科会（議会事務局）の審査】

議会事務局　　１４時１９分

質問　　１４時１９分

質問なし

議会事務局終了　　１４時２０分

意見取りまとめ　　１４時２０分

(1)付託議案審査について

・議案第21号～議案第28号、議案第49号、議案第53号、議案第59号、議案第61号及び議案第63号、以上13件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第22号及び陳情第24号について報告。

(3)付託請願審査について

(4)意見書について

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)

（委員長）

趣旨が相反する請願と意見書が同時に提出されているので、併せて議論したいと思うがよいか。

（各委員）

（了承）

（委員長）

まず、選択的夫婦別姓について、各委員の忌憚ない意見を聞かせてもらいたい。

（委員）

平成８年の法制審議会の答申で、夫婦別姓の導入が提言されたが、様々な事情から 30 年近く法案の提出に至っていない。

この件に関しては、賛成・反対それぞれの意見があるのは承知しており、慎重に慎重を重ねて議論しなければならないと思う。

しかし、旧姓の通称使用には限界があると聞いているし、人格的な利益の保持も尊重するべきである。そのような様々なことを勘案しながら自由闊達に議論して、その先に制度化されれば、社会がよい方向に向かうと思う。

（委員）

夫婦別姓にはまだ多くの課題があり、賛成も反対もできない。子どもたちにとって、よりよい制度にするために慎重に審議を進めてもらいたいことから、請願の趣旨に賛成する。

（委員）

国のほうでも、日本の伝統を守るべきという意見もあれば、夫婦別姓を導入すべきだという意見もあり、議論が進んでいない状態である。

長い日本の歴史の中でこのような制度になっているのだから、早々に導入することには反対であり、慎重に審議してもらいたいという請願のほうに賛同する。

（委員）

どちらの主張にも耳を傾ける価値があると思う。しっかりと議論していかなければならない。まだ結論を出すような状況ではない。

（委員）

相反する２つの意見が出ているように、国でしっかりと慎重に検討していくべきだと思う。

（委員）

会派の中でも両方の意見がある。個人としては、国連による夫婦同姓の強制を廃止する勧告は、押しつけではないかと受け止めている。日本の歴史や伝統、これまでの経緯等も含めて考えるべきである。

また、夫婦別姓が子どもたちにどのような影響を与えるのか分からない。

市長部局に見解を尋ねても、国の動きを注視していくというぐらいのもので、現時点で、本市から国に対して意見書を送付するのは時期尚早ではないかと思う。

（委員）

個人的には、まだ議論が必要ではないかと思っているが、所属政党では選択的夫婦別姓に賛成している。

（委員）

今すぐに制度化する段階でないことは分かっているが、長年議論されないまま 30 年近くたち、答申が出された頃とは様々な情勢が変わってきている。ようやく社会が関心を持つようになった今こそ、前向きに議論してもらいたい。

（委員）

長年、国が議論してこなかったのは、日本の伝統的な価値観に抵触するからではないかと思う。

また、姓が変わると名義変更等の負担があるといっても、ずっと手間がかかるわけではない。婚姻届を出すという人生のセレモニーの中で、いろいろな手続を踏まなければならないということである。人間には面倒なことも必要ではないかと考える。

これまで、パスポートも含めて旧姓使用できるようになるなど、国も全く動いていないわけではない。

マスコミの論調次第でアンケート結果が変わるような状況で、拙速に法整備をしていくというのはどうかと思う。マスコミやＳＮＳの論調に流されるのではなく、しっかりと議論を深めていくべきである。

・請願第 10 号については、賛成多数で審議未了とすべきものと決定。

・選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)については、賛成少数により提出を見送ることに決定。

(5)閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(6)委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

意見取りまとめ終了　　１４時５１分

閉会　　１４時５１分

【予算決算委員会総務分科会の意見取りまとめ】